

○質物の保管設備基準

平成4年12月25日

公安委員会告示第9号

(趣旨)

第1条 この基準は、質屋営業法施行細則（昭和37年10月県公安委員会規則第3号）第3条の規定に基づき、火災、盗難等の予防のため、質屋の設けるべき質物の保管設備（以下「保管設備」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(規模及び構造)

第2条 保管設備の大きさ及び構造は、質屋が質に取ろうとする物品の保管に適正なものではないと認められない。

(営業所との距離の制限)

第3条 保管設備は、営業所と同一の敷地内に設けなければならない。ただし、やむを得ない場合は、近接する他の敷地内に設けることができる。

(防湿構造)

第4条 保管設備の内部は、板張り構造とするなど防湿上支障のない構造としなければならない。

(防火設備)

第5条 保管設備の主要構造部は、次の各号のいずれかに該当する構造でなければならない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に定める耐火構造

(2) 前号に掲げるもののほか、山形県公安委員会がこれと同等の性能を有すると認めたもの

2 保管設備の開口部には、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第109条第1項に定める甲種防火戸又は乙種防火戸を設けなければならない。

(盗難予防設備)

第6条 保管設備の開口部には、鉄製シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅固な施錠設備を設けなければならない。

2 保管設備の適当な箇所に、防犯上必要な非常ベルその他の非常警報装置を設けなければならない。ただし、営業所内に保管設備があつて当該営業所内に同様の装置のある場合は、この限りでない。

(防鼠設備)

第7条 保管設備の出入口以外の開口部には、金網等ねずみの侵入を防止するための設備を

設けなければならない。

(特例措置)

第8条 質屋が、補修、建替え等のため当分の間別に保管設備を設けようとする場合における当該保管設備（以下「仮保管設備」という。）については、第3条及び第7条の規定は適用しないものとする。

2 仮保管設備の出入口以外の開口部については、第5条第2項の規定は、当該仮保管設備に付随して火災警報装置を設置しているなど防火上の措置が講じられているときは、適用しないものとする。

3 仮保管設備の出入口以外の開口部については、第6条第1項中「鉄製シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅固な施錠設備」とあるのは、「施錠設備」とする。

4 前3項の規定は、仮保管設備の使用を開始してから2年間に限り適用する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際、現に質屋が設けている保管設備については、なお従前の例による。